

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十号

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「人事庶務係長 財政係長」を削り、同項の次に次のように加える。

会計管理者部局	会計管理者 課長
---------	----------

別表環境センターの項を次のように改める。

中央地域健康センター	所長
------------	----

別表小学校の項及び中学校の項中「教頭」を「教頭 事務長」に改め、同表町民体育館の項中「町民体育館」を「図書館」に改める。

別表備考を同表備考1とし、同備考の次に次のように加える。

- 2 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び会計課により構成される機関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。